

令和 7 年度

富士吉田市 一般会計
特別会計 予算書及び予算説明書
事業会計

目

次

【予算書】

1. 富士吉田市一般会計予算書	1
2. 富士吉田市国民健康保険特別会計予算書	11
3. 富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算書	15
4. 富士吉田市介護保険特別会計予算書	18
5. 富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算書	21
6. 富士吉田市看護専門学校特別会計予算書	24
7. 富士吉田市立病院事業会計予算書	27
8. 富士吉田市水道事業会計予算書	33
9. 富士吉田市下水道事業会計予算書	38

【予算説明書】

10. 富士吉田市一般会計予算説明書	43
11. 富士吉田市国民健康保険特別会計予算説明書	140
12. 富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算説明書	162
13. 富士吉田市介護保険特別会計予算説明書	168
14. 富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算説明書	191
15. 富士吉田市看護専門学校特別会計予算説明書	201
16. 富士吉田市立病院事業会計予算説明書	213
17. 富士吉田市水道事業会計予算説明書	248
18. 富士吉田市下水道事業会計予算説明書	272

令和 7 年度富士吉田市一般会計予算

令和 7 年度富士吉田市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28,970,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		7,004,879
	1 市 民 税	3,247,827
	2 固 定 資 産 税	2,886,120
	3 軽 自 動 車 税	196,700
	4 市 た ば こ 税	430,496
	5 都 市 計 画 税	193,395
	6 入 湯 税	50,341
2 地 方 譲 与 税		138,055
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	24,500
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	90,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	23,555
3 利 子 割 交 付 金		4,500
	1 利 子 割 交 付 金	4,500
4 配 当 割 交 付 金		41,000
	1 配 当 割 交 付 金	41,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		55,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	55,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		145,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	145,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,330,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,330,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		4,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	4,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		21,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	21,000

(単位：千円)

款	項	金 額
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		166,072
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	166,072
11 地 方 特 例 交 付 金		38,600
	1 地 方 特 例 交 付 金	38,600
12 地 方 交 付 税		3,150,000
	1 地 方 交 付 税	3,150,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		5,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,000
14 分 担 金 及 び 負 担 金		985,062
	1 負 担 金	985,062
15 使 用 料 及 び 手 数 料		569,921
	1 使 用 料	412,892
	2 手 数 料	157,029
16 国 庫 支 出 金		3,742,543
	1 国 庫 負 担 金	2,422,444
	2 国 庫 補 助 金	1,305,128
	3 委 託 金	14,971
17 県 支 出 金		1,464,527
	1 県 負 担 金	898,757
	2 県 補 助 金	513,123
	3 委 託 金	52,647
18 財 産 収 入		90,843
	1 財 産 運 用 収 入	90,841
	2 財 産 売 払 収 入	2
19 寄 附 金		2,000,013
	1 寄 附 金	2,000,013

(単位：千円)

款		項	金 額
20 繰 入 金			5,080,238
	1 基 金 繰 入 金		5,080,238
21 繰 越 金			30,000
	1 繰 越 金		30,000
22 諸 収 入			1,268,347
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料		10,000
	2 市 預 金 利 子		4,337
	3 貸 付 金 元 利 収 入		1,200
	4 雑 入		1,252,810
23 市 債			1,635,400
	1 市 債		1,635,400
歳 入 合 計			28,970,000

歳 出

(単位：千円)

款		項	金 額
1 議 会 費			191,745
	1 議 会 費		191,745
2 総 務 費			5,649,035
	1 総 務 管 理 費		5,066,340
	2 徴 税 費		286,935
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費		177,978
	4 選 挙 費		52,459
	5 統 計 調 査 費		43,254
	6 監 査 委 員 費		22,069
3 民 生 費			8,205,970
	1 社 会 福 祉 費		3,911,857
	2 児 童 福 祉 費		3,690,439
	3 生 活 保 護 費		603,194
	4 災 害 救 助 費		480
4 衛 生 費			4,012,350
	1 保 健 衛 生 費		2,406,612
	2 清 掃 費		1,605,738
5 農 林 水 産 業 費			280,412
	1 農 業 費		129,535
	2 林 業 費		150,877
6 商 工 費			1,441,580
	1 商 工 費		1,441,580
7 土 木 費			2,864,401
	1 土 木 管 理 費		268,017
	2 道 路 橋 梁 費		1,207,318
	3 河 川 費		15,000

(単位：千円)

款		項		金 額	
7	土 木 費	4	都 市 計 画 費	247,105	
		5	下 水 道 費	645,651	
		6	住 宅 費	481,310	
8	消 防 費			951,682	
		1	消 防 費	951,682	
9	教 育 費			3,661,359	
		1	教 育 総 務 費	567,860	
		2	小 学 校 費	468,132	
		3	中 学 校 費	1,260,561	
		4	社 会 教 育 費	575,923	
		5	保 健 体 育 費	788,883	
10	災 害 復 旧 費			3	
		1	公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1	
		2	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2	
11	公 債 費			1,681,463	
		1	公 債 費	1,681,463	
12	諸 支 出 金			0	
		1	土 地 開 発 基 金 費	0	
13	予 備 費			30,000	
		1	予 備 費	30,000	
歳 出 合 計				28,970,000	

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
6 商工費	1 商工費	道の駅富士吉田リニューアル事業 (R7・8 継続事業)	1,866,605	令和7年度	744,793
				令和8年度	1,121,812
7 土木費	2 道路橋梁費	横町熊穴線外2路線整備事業 (R7・8 継続事業)	193,440	令和7年度	70,013
				令和8年度	123,427

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
令和 7 年度クライアントパソコン（第 1 期）賃借料	令和 8 年度から令和12年度まで	23,312 千円
令和 7 年度クライアントパソコン（第 2 期）賃借料	令和 8 年度から令和12年度まで	23,761 千円
令和 7 年度クライアントパソコン（第 3 期）賃借料	令和 8 年度から令和12年度まで	9,254 千円
令和 7 年度windows E 3 ライセンス一式賃借料	令和 8 年度から令和12年度まで	15,365 千円
基幹系標準準拠システム機器一式賃借料	令和 8 年度から令和12年度まで	44,337 千円
第七保育園運営業務委託	令和 8 年度から令和 9 年度まで	414,821 千円

第 4 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
1 公 共 施 設 整 備 事 業 債	272,700	普 通 貸 借	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
2 道 路 整 備 事 業 債	271,500	同 上	同 上	同 上
3 橋 梁 整 備 事 業 債	98,300	同 上	同 上	同 上
4 公 営 住 宅 整 備 事 業 債	146,100	同 上	同 上	同 上
5 砂 防 地 す べ り 対 策 事 業 債	15,000	同 上	同 上	同 上
6 消 防 ・ 防 災 施 設 整 備 事 業 債	51,900	同 上	同 上	同 上
7 小 学 校 債	114,700	同 上	同 上	同 上
8 中 学 校 債	572,100	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
9 社 会 教 育 債	93,100	普 通 貸 借	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
計	1,635,400			

令和 7 年度富士吉田市国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度富士吉田市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（ 歳 入 歳 出 予 算 ）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,003,445 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（ 一 時 借 入 金 ）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

（ 歳 出 予 算 の 流 用 ）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		947,601
	1 国 民 健 康 保 険 税	947,601
2 使 用 料 及 び 手 数 料		160
	1 手 数 料	160
3 国 庫 支 出 金		2
	1 国 庫 補 助 金	2
4 県 支 出 金		3,462,052
	1 県 負 担 金 ・ 補 助 金	3,462,051
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
5 財 産 収 入		964
	1 財 産 運 用 収 入	964
6 繰 入 金		582,653
	1 他 会 計 繰 入 金	446,058
	2 基 金 繰 入 金	136,595
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		10,011
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	5,000
	2 受 託 事 業 収 入	1
	3 雑 収 入	5,010
9 市 債		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1
歳 入 合 計		5,003,445

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		169,226
	1 総 務 管 理 費	159,478
	2 徴 税 費	5,124
	3 運 営 協 議 会 費	415
	4 趣 旨 普 及 費	4,209
2 保 險 給 付 費		3,388,339
	1 療 養 諸 費	2,908,524
	2 高 額 療 養 費	464,780
	3 移 送 費	30
	4 出 産 育 児 諸 費	10,505
	5 葬 祭 諸 費	4,500
	6 傷 病 手 当 諸 費	0
3 国 民 健 康 保 險 事 業 費 納 付 金		1,328,186
	1 医 療 給 付 費 分	904,991
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	310,529
	3 介 護 納 付 金 分	112,666
4 共 同 事 業 拠 出 金		0
	1 共 同 事 業 拠 出 金	0
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
6 保 健 事 業 費		74,176
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	47,150
	2 保 健 事 業 費	27,026
7 基 金 積 立 金		964
	1 基 金 積 立 金	964

(単位：千円)

款		項	金 額
8 公 債 費			1
	1	財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1
9 諸 支 出 金			12,552
	1	償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	9,802
	2	他 会 計 繰 出 金	2,750
10 予 備 費			30,000
	1	予 備 費	30,000
歳 出 合 計			5,003,445

議案第 6 号

令和 7 年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（ 歳 入 歳 出 予 算 ）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,360,940 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（ 一 時 借 入 金 ）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		586,635
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	586,635
2 使 用 料 及 び 手 数 料		11
	1 手 数 料	11
3 繰 入 金		773,289
	1 一 般 会 計 繰 入 金	773,289
4 諸 収 入		1,005
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,001
	3 雑 入	2
歳 入 合 計		1,360,940

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		8,512
	1 総 務 管 理 費	3,861
	2 徴 収 費	4,651
2 分 担 金 及 び 負 担 金		1,341,427
	1 後 期 高 齢 者 医 療 負 担 金	1,341,427
3 諸 支 出 金		1,001
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,001
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	1,360,940

令和 7 年度富士吉田市介護保険特別会計予算

令和 7 年度富士吉田市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（ 歳 入 歳 出 予 算 ）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,655,358 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（ 一 時 借 入 金 ）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

（ 歳 出 予 算 の 流 用 ）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		876,779
	1 介 護 保 険 料	876,779
2 分 担 金 及 び 負 担 金		10,264
	1 負 担 金	10,264
3 使 用 料 及 び 手 数 料		30
	1 手 数 料	30
4 国 庫 支 出 金		1,079,034
	1 国 庫 負 担 金	802,228
	2 国 庫 補 助 金	276,806
5 支 払 基 金 交 付 金		1,202,076
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,202,076
6 県 支 出 金		642,510
	1 県 負 担 金	620,505
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
	3 県 補 助 金	22,004
7 財 産 収 入		1,926
	1 財 産 運 用 収 入	1,926
8 繰 入 金		833,868
	1 一 般 会 計 繰 入 金	727,464
	2 基 金 繰 入 金	106,404
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		8,870
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	8,869
歳 入	合 計	4,655,358

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		84,809
	1 総 務 管 理 費	58,981
	2 徴 収 費	5,798
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	19,765
	4 趣 旨 普 及 費	143
	5 運 営 協 議 会 費	122
2 保 険 給 付 費		4,377,642
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	4,037,447
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	45,443
	3 高 額 サ ー ビ ス 費	101,907
	4 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	13,397
	5 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 費	174,831
	6 そ の 他 諸 費	4,617
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
4 基 金 積 立 金		1,926
	1 基 金 積 立 金	1,926
5 地 域 支 援 事 業 費		179,978
	1 介 護 予 防 事 業 費	107,949
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	72,029
6 諸 支 出 金		1,002
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,002
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	4,655,358

議案第 8 号

令和 7 年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算

令和 7 年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（ 歳 入 歳 出 予 算 ）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,667 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（ 一 時 借 入 金 ）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款		項	金 額
1	サ	ー	ビ
		ス	収 入
		1	介護給付費収入（介護予防給付費収入）
2	繰	入	金
		1	他会計繰入金
歳 入		合 計	

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 費		16,367
	1 介 護 予 防 支 援 事 業 費	16,367
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出	合 計	16,667

議案第 9 号

令和 7 年度富士吉田市看護専門学校特別会計予算

令和 7 年度富士吉田市看護専門学校特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（ 歳 入 歳 出 予 算 ）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 196,581 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（ 一 時 借 入 金 ）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		24,927
	1 使 用 料	23,112
	2 手 数 料	1,815
2 県 支 出 金		23,000
	1 県 補 助 金	23,000
3 繰 入 金		143,084
	1 他 会 計 繰 入 金	143,084
4 諸 収 入		5,570
	1 雑 入	5,570
歳 入 合 計		196,581

歳 出

(単位：千円)

款		項	金 額
1 総	務 費		195,581
		1 総 務 管 理 費	195,581
2 予	備 費		1,000
		1 予 備 費	1,000
歳 出		合 計	196,581

令和7年度富士吉田市立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度富士吉田市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 業 務 量

イ 病 床 数	310 床			
一 般 病 床	300 床			
I C U 病 床	6 床			
感 染 症 病 床	4 床			
ロ 患 者 数	年 間	230,200 人	一日平均	835 人
入 院 患 者	〃	83,200 人	〃	228 人
外 来 患 者	〃	147,000 人	〃	607 人

(2) 建設改良計画

イ 病院改良工事	132,990 千円
ロ 医療機器等購入	153,692 千円

ハ	リース債務償還金	155,061 千円
---	----------	------------

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	病院事業収益	9,507,873 千円
第1項	医業収益	8,201,137 千円
第2項	医業外収益	1,152,608 千円
第3項	特別利益	154,128 千円
支		出
第1款	病院事業費用	9,533,500 千円
第1項	医業費用	9,442,168 千円
第2項	医業外費用	90,331 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額323,508千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額61,911千円と過年度分損益勘定留保資金261,597千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		517,634千円
第1項	企 業 債		197,800千円
第2項	負 担 金		231,103千円
第3項	補 助 金		88,729千円
第4項	固定資産売却代金		1千円
第5項	寄 附 金		1千円
		支	出
第1款	資本的支出		841,142千円
第1項	建 設 改 良 費		441,744千円
第2項	企 業 債 償 還 金		359,398千円
第3項	予 備 費		40,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
病院事業債	197,800 千円	普通貸借	6.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件によ り、銀行その他の場合は、その債権者と協 定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は 繰上償還することができる。

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 4,677,760 千円 |
| (2) 交際費 | 1,000 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 他会計からこの会計へ繰入を受ける金額は、次のとおりである。

- | | |
|------------|------------|
| (1) 他会計補助金 | 244,773 千円 |
|------------|------------|

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,526,556 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

- (1) 取得する資産

種類	名称	数量
医療機器	据置型デジタル式X線診断装置 (マンモグラフィ)	一式

令和7年2月27日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

議案第 11 号

令和 7 年度 富士吉田市 水道事業 会計 予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度富士吉田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数 (メーター数)	19,757 戸		
(2) 年 間 総 給 水 量	6,009,246 m ³		
(3) 一 日 平 均 給 水 量	16,464 m ³		
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	第 8 期事業第13年度事業		
	鐘山配水区配水管工事	L=1,155.0m	157,280 千円
	西原配水区配水管工事	L=848.0m	108,314 千円

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	水道事業収益	810,624 千円
第1項	営業収益	595,882 千円
第2項	営業外収益	214,741 千円
第3項	特別利益	1 千円
支		出
第1款	水道事業費用	781,099 千円
第1項	営業費用	733,170 千円
第2項	営業外費用	46,928 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額338,000千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,066千円、損益勘定留保資金252,934千円、建設改良積立金54,000千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資 本 の 収 入	513,786 千円
第1項 企 業 債	202,800 千円
第2項 負 担 金	140,432 千円
第3項 補 助 金	160,952 千円
第4項 出 資 金	9,601 千円
第5項 固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円

支 出

第1款 資 本 の 支 出	851,786 千円
第1項 建 設 改 良 費	692,945 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	153,841 千円
第3項 予 備 費	5,000 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水設備工事債	202,800千円	普通貸借	6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は、550,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

81,858 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和7年2月27日提出

富士吉田市長 堀内 茂

議案第 12 号

令和 7 年度 富士吉田市 下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度富士吉田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 接 続 戸 数 | 6,830 戸 |
| (2) 年 間 総 排 出 量 | 2,667,205 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 排 出 量 | 7,307 m ³ |
| (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 | 国庫第 1 工区 (県道新田下吉田線) L=170.3m 36,000 千円 (社交金事業) |
| | 国庫第 8 工区 (胎内下山 4 号線外) L=207.0m 38,500 千円 (社交金事業) |
| | マンホールポンプ制御盤改修 3 箇所 34,000 千円 (防災・安全事業) |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	1,009,281 千円
第1項	営業収益	285,058 千円
第2項	営業外収益	724,222 千円
第3項	特別利益	1 千円
支 出		
第1款	下水道事業費用	966,194 千円
第1項	営業費用	905,596 千円
第2項	営業外費用	56,597 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額339,752千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,701千円及び損益勘定留保資金305,051千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資 本 的 収 入		640,311 千円
第1項	企 業 債		400,000 千円
第2項	補 助 金		113,100 千円
第3項	負 担 金 等		127,211 千円
		支	出
第1款	資 本 的 支 出		980,063 千円
第1項	建 設 改 良 費		619,846 千円
第2項	企 業 債 償 還 金		360,217 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 249,400	普通貸借	6. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
流域下水道事業	千円 128,600	普通貸借		
特別措置分	千円 22,000	普通貸借		

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

56,747 千円

令和7年2月27日提出

富士吉田市長 堀内 茂